

28.1.12

とよだ保育園民営化事業者公募要領（案）

平成27年 月

日野市子ども部保育課

1. 公募の趣旨

日野市では待機児童解消を図るため、平成13年度より継続して保育園の開設や定員変更に取り組んできました。しかしながら、待機児童は減少しておらず、ますます保育園の需要は高まっています。また市の子育て支援策は、保育園を利用している家庭だけでなく、幼稚園を利用している家庭、在宅で子育てをしている家庭、特別な配慮が必要な家庭など、全ての子育て家庭への幅広い支援内容が求められています。

日野市は、今後も保育・子育て行政を推進・充実していくため、公立保育園の民営化に取り組み、民営化により生まれる貴重な財源を子育て施策に活用し、より一層の子育て施策に取り組んでいくことといたしました。

しかしながら、民営化を実施する保育園に在園している児童・保護者にとっては、保育園の民営化は非常に大きな環境の変化であり、民営化による不安や負担が生じることになります。人間形成の基礎を築く極めて重要な乳幼児期に、健やかな成長や発達に影響を及ぼすことは絶対に避けなければなりません。保護者への精神的負担や経済的負担により、安心して安定した家庭生活に影響する事もあってはなりません。

本公募では、保育環境が変化することによる子どもへの影響、負担軽減を最大限に重視し、保護者に寄り添い、保護者・市と一体となって民営化に取り組むことの出来る事業者を公募します。本公募要領及び「とよだ保育園の民営化について（ガイドライン）」に記載された事項は最低限の守るべき事項です。民営化にあたっては保護者・市と、さらに具体的な実施方法を話し合いながら、円滑な民営化を実施していきます。

2. 公募対象地

- | | |
|-----------|---|
| (1) 所在地 | 日野市豊田四丁目10番地の3 |
| (2) 面積 | 2683.53 m ² |
| (3) 地目 | 宅地 |
| (4) 用途地域等 | 第1種低層住居専用地域（建ぺい率50%、容積率100%）
第1種高度地区 |

3. 保育所の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 定員 | 130名
(1歳15名、2歳20名、3歳27名、4歳33名、5歳35名)
※定員内訳については市と協議の上で決定する |
| (2) 開設期日 | 平成30年4月1日 |
| (3) 開所日 | 月曜日から土曜日〔休日、年末年始（12/29～1/3）〕を除く |
| (4) 開所時間 | 7時～18時 |
| (5) 延長時間 | 1時間以上 |

4. 事業者の応募資格

次の条件をすべて満たす法人であることとします。

- ①社会福祉法第22条の規定により設立された社会福祉法人であること。
- ②日野市内で、児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所（以下「保育所」という。）を5年以上安定的に運営しており、今後もその保育所を運営するために必要な経営基盤や社会的信用を有している法人であること。
- ③保育所を新たに運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。

- ④直近3年間の会計年度において、3年間連續して損失を計上していないこと。
- ⑤直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において文書指摘を受けていないこと。ただし、適正な改善報告がなされている場合はこの限りではありません。

5. 用地・園舎等について

- ①土地の使用は賃貸借とします。契約開始日その他詳細については別途協議にて決定します。
 - ②現園舎は市が解体撤去を行い、新園舎については運営事業者の負担で建設するものとします。市は事業者が負担した建設費に対して予算の範囲内で以下の補助を行います。
 - ・保育所等整備交付金に基づく助成
 - ・子供家庭支援区市町村包括補助事業に基づく助成
- ※制度変更により、補助内容に変更が生じことがあります。
- ③新園舎の設備に関しては、現在の保育水準が確保できることを条件とします。新園舎建設完了までの期間は市が建設する仮園舎での保育を行います。
 - ④敷地内の既存樹木については保存を原則とします。施設整備にあたり、伐採・移設等が必要な場合は、市と協議をしていただきます。
 - ⑤新園舎建設にあたっては、周辺住民への配慮に努めるとともに、駐車場、駐輪場の確保に努め、送迎の利便性についても考慮することとします。
(現在、送迎用駐車場として、近隣の月極駐車場を4台契約しています。必要な場合は引き続き契約可能です。)

6. 運営等の条件について

保育所運営等について、以下の条件を設定します。

(運営全般について)

- ①保育所の整備・運営にあたっては、関係法令及び都・市の指導を遵守すること。
- ②運営に係る経費は「日野市特定保育所運営費支弁要綱」等の市が規定する運営費等により運営すること。
- ③市が行う利用調整による乳幼児（障害児を含む）の受け入れを行うこと。
- ④給食は職員による自園調理方式とし、アレルギー対応を行うこと。
- ⑤第三者評価制度を定期的に受審し活用すること。
- ⑥苦情対応への体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。保育園の管理運営に利用者の意見を反映する仕組みをつくること。
- ⑦面積基準について日野市特定保育所運営費支弁要綱の基準を満たすこと。
- ⑧民営化にあたっての子ども・保護者の負担を最小限にするよう努め、保護者との協議は誠実に積極的に行うこと。
- ⑨市の保育行政と連携・協力すること。
- ⑩保護者が組織した保護者会等の運営に協力すること。

(職員配置)

- ①職員配置について日野市特定保育所運営費支弁要綱の基準を満たすこと。また、職員配置は経験・年齢のバランスに留意すること。
- ②園長は常勤・専任とし、原則として保育園で15年以上の勤務年数を有し、児童福

祉事業の理論と実践についての知識と経験を有し、かつ管理職としての資質・能力と経験を有する者とすること。また、開設後3年間は事業者が希望すれば日野市の指定する市職員（再任用職員含む）とすることも可能とする。（その場合の雇用形態については市と協議の上で決定。）

- ③主任保育士は常勤・専任とし、保育園で概ね10年以上の勤務年数を有し、保育を行う責任者として保育に関する知識を持ち、保育士を指導する資質・能力と経験を有する者とすること。開設後3年間は事業者が希望すれば日野市の指定する市職員（再任用職員含む）とすることも可能とする。（その場合の雇用形態については市と協議の上で決定。）
- ④担任をもつ保育士は、原則、常勤保育士とし、保育園での勤務年数が5年以上の者を1/3以上、配置すること。
- ⑤研修計画に基づき人材育成を積極的に行い、専門知識や経験、意欲のある質の高い職員を確保すること。
- ⑥とよだ保育園に勤務する臨時職員・嘱託職員が引き続き雇用を希望する場合は、可能な限り配慮すること。
- ⑦職員の配置については、職員と園児の関係や子どもへの影響を考え、原則、以下のとおりの扱いとすること。
 - ・保育士の人事異動は、単年度（1年での異動や年度途中での異動など）で行わないよう配慮すること。
 - ・クラス担任の変更を年度途中に行わないこと。
 - ・運営開始後3年は園長の交代は行わないこと。
 - ・運営開始後2年間は保育士の交代は行わないこと。

（保育内容）

- ①民営化前の保育内容や保育事業等を尊重すること。年間行事に大幅な変更が生じるときは、保護者と協議の上で変更すること。
- ②「保育所保育指針」に基づく保育内容を基本とし、子どもの発達を尊重し支援する保育を実施すること。
- ③延長保育料、その他市が認める実費以外の負担を保護者に求めないこと。費用の徴収を行うときは保護者の理解を得てから実施すること。

（引継ぎ）

- ①子どもたちへの負担、影響を最小限にし、子どもたちや保護者と事業者の信頼関係を構築するために、事業者決定後、速やかに引継ぎの調整に入ること。
- ②民営化前の1年前から、事業者の保育士がとよだ保育園の保育に入り、引継ぎ準備を開始すること。
- ③民営化の6か月前からは週3日以上、とよだ保育園の1歳から4歳の各クラスに担任予定者を配置し、合同保育を行うこと。また、調理員についても勤務に入ること。
- ④合同保育期間中の事業者の費用負担については市と事業者で協議して決定する。
- ⑤とよだ保育園の1～4歳の各クラス担任を、民営化後の2～5歳クラスに1年間派遣し合同保育を実施する。合同保育の期間については、子どもたちの様子や園の運営状況を勘案し、三者協議会の決定により短縮できるものとする。

(第三者協議会)

- ①保育内容の引継ぎ体制や問題点について話し合うため、保護者・市・事業者で構成する第三者協議会に出席し、積極的に協力すること。また、第三者協議会での決定事項を遵守すること。
- ②第三者協議会では、保護者の意見を十分に傾聴しながら保護者との信頼関係を構築し、子どもたちへの負担軽減、円滑な引継ぎを図ること。
- ③第三者協議会は民営化実施後も、話し合いの取り決めどおりに保育が実施されているか、問題は生じていないか等について、三者のいずれかの要望に基づき開催すること。

7. 現状と民営化後の比較について

民営化に伴い、現状と民営化後の運営等の条件は以下の通りとする。

項目		現状	民営化後
保育	実施責任	日野市	同左
運営	組織	日野市	社会福祉法人
	運営方法	日野市が運営	社会福祉法人が自ら管理運営
施設	園名	とよだ保育園	とよだ保育園
	土地	賃貸借契約	同左
	建物	現園舎は解体撤去	社会福祉法人により新築
定員	定員	110名	130名
開園時間等	基本開園時間	7:00~18:00	現状を下回らない範囲で市と協議の上、決定
	延長保育時間	18:00~19:00	
	休園日	日曜・祝日・年末年始 (12/29~1/3)	
行事	保育行事	年間計画に基づく	原則引継ぎ実施
給食	給食	完全給食	同左
	調理	自園調理	同左
	献立	統一献立(市)	法人で作成
	アレルギー対応	各種アレルギー特別食対応	市に準ずる
費用徴収	保育料	市が決定。市に納付	同左
	延長保育料	2,500円/月 700円/日	法人の規定による
	教材費	なし	なし
	寄付など	なし	なし
安全管理	損害保険	日本スポーツ振興センターに加入	同左
	賠償責任保険	加入	加入(保険会社は任意)
	各種管理マニュアル	作成	同左
職員	保育士配置	市基準	同左

8. 事業者の選定方法

事業者の選定は、応募書類及びプレゼンテーション・ヒアリングを含めた全体の総合評価で行い、最も高い評価を得た事業者に決定します。

決定事業者に欠格事項があった場合または決定を辞退した場合は、改めて公募を実施します。その際、事業者に損害が発生した場合でも、市は賠償責任を負わないものとします。また、審査結果に異議の申し立てを行うことは一切認めない。

また、次のいずれかの事項に該当する場合は失格とします。

- ①提出書類に虚偽があったとき
- ②審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき
- ③その他、本要領の内容に適合していない場合
- ④第二次審査において、選考基準表による評価平均点が 65 点／105 点満点（全委員の評価点を合計し平均点を算出）に満たなかったとき
- ⑤第二次審査において、選考委員全員が、選考基準表による評価項目のいずれか 1 つ以上に最低評価をつけた場合

（1）第一次審査（書類審査）

一次審査は応募者が、本要領 4 に定める応募資格を満たしているかを、提出された書類を確認することにより、事務局が行います。応募資格を満たしていない場合は失格とします。

審査結果は、平成 28 年 7 月 15 日（金）頃に郵便で通知します。

（2）第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「とよだ保育園民営化に係る事業者選考委員会」（以下「委員会」という。）が審査を行います。委員会が審査のために必要があると認めるときは、応募者に対し追加資料を求めることができます。事業者の選定は、「10.選考基準表」に基づいています。

- ①実施日時 平成 28 年 7 月 30 日（土）予定

※発表順及び時間については別途事務局より連絡します。

- ②会場 日野市神明一丁目 12 番地の 1 日野市役所 5 階 504 会議室

- ③時間配分 プrezentation 30 分以内 ヒアリング 30 分程度

- ④出席者について

出席者は各法人 3 名以内（理事者・施設長・主任保育士等）とし、応募者から委託されたコンサルタント等の他事業者の出席は認めません。

- ⑤説明内容

提出した応募書類の内容に基づき、提案内容（様式 5）に従って順番に説明してください。当日の追加提案や追加資料の配布は認めません。ただし、スライドやパワーポイント等を使用しての説明は可とします。

- ⑥応募が 1 事業者の場合

選考基準表による評価平均点が 65 点／105 点満点以上（全委員の評価点を合計し平均点を算出）の場合のみ決定とします。

⑦審査結果は平成28年8月10日頃に郵便で通知します。

9. 評価のポイント

(1) 法人及び経営に関する事項

経営状態が安定しているか（財務状況に問題はないか）

保育所整備資金が確保され、保育所運営のための運転資金が確保されているか

(2) 事業計画に関する事項

職員配置は適正に考えられているか（施設長予定者・保育士経験年数など）

保育士の確保・採用計画は適正か

(3) 民営化に伴う運営内容に関する事項

応募理由や法人の基本的な考え方は、市の民営化方針を踏まえているか

保育理念・保育所運営方針は適切か

保育課程・指導計画（年案・月案・週案）は適切か

とよだ保育園の保育課程をどのように引き継ぐ考え方

円滑な保育環境の移行についての取り組みをどのように考えているか

特別に支援をする子どもの保育について取り組んでいるか

給食・食育・アレルギー対応へ熱意をもって取り組んでいるか

地域との連携や地域への子育て支援に取り組んでいるか

保護者との信頼関係を築くための取り組みを考えているか

苦情や要望への対応の仕組みや、利用者の意見を反映する仕組みを考えているか

職員の資質・能力の向上、研修に対する考え方

職員の処遇向上・定着率向上に対する取り組みがされているか

健康管理・衛生管理・感染症対策に対する取り組みが十分になされているか

危機管理体制（防犯・防災・事故防止・個人情報の取扱い）を考えているか

法人独自の取り組みがあるか

10. 選考基準表

No.	審査内容	評価項目
1	現在の施設運営状況	財務状況に問題がなく、堅実に運営がされており、継続しているか。 財務状況に問題はないか。
2	保育所整備資金	適切に確保されており、かつ確実性があるか
3	職員配置	法令等に基づく基準を満たしており、具体的で実現性があるか。公募要領に定める年数基準を満たしているか
4	保育士の採用	計画的に予定されており、かつ具体的で実現性のある方法となっているか
5	開園日・開園（延長）時間	適切に設定されており、積極的な提案内容となっているか。
6	応募理由	理由が明確であり、「とよだ保育園の民営化について（ガイドライン）」をよく理解し、合致しているか。
7	保育理念・保育所方針	社会福祉事業として適切な方針が確立されており、熱意が示されているか
8	保育の主な内容	保育所保育指針の基本原則を踏まえた適切な内容となっており、かつ創意工夫を図っているか
9	保育課程の引継ぎ	とよだ保育園の保育課程を理解し、具体的な引継ぎが考えられているか
10	円滑な移行	円滑な保育環境の移行について、具体的な対応策が考えられているか

11	特に支援を要する子どもの保育についての取り組み	障害児保育についての理解があり、具体的な対応策が考えられているか
12	食育・アレルギー対応に対する取り組み	食育やアレルギー対応についての考え方は適切であり、具体的な取り組みが示されているか
13	地域との連携や交流、子育て支援に対する取り組み	地域との関わりを大切にし、積極的な取り組みが具体的に考えられているか。
14	保護者との連絡、連携	児童の発達や育児について保護者との共通理解を図るための、連絡・連携体制について具体的に考えられているか
15	苦情解決や意見反映にかかる体制	要望・苦情に対する体制や、利用者の意見を反映するための仕組みが具体的に考えられているか
16	職員研修	積極的に取り組む姿勢があり、具体的な計画を立てて実施しているか
17	職員に対する処遇	職員の処遇向上や定着率向上に対する取り組みが具体的に実施されているか
18	健康管理・衛生管理・感染症対策	登園時や保育中の児童の健康管理、感染症対応についてはマニュアル化されているか。健康診断や歯科検診の結果を保育に反映させる仕組みが考えられているか
19	安全対策・危機管理体制	事故や災害の発生時のマニュアル化がされているか。不審者対応のマニュアル化がされているか。事故防止のためのチェックリストが作成されているか。個人情報の取扱い規定があるか。
20	独自の取り組み内容	法人独自の取り組み内容であり、特に評価すべき内容はあるか
21	プレゼンテーション	提案内容について適切な説明がなされたか

※各項目の配点

劣る1点 やや劣る2点 普通3点 やや優れている4点 優れている5点

11. 応募方法

(1) 受付期間

平成28年4月20日(水)～6月30日(木)(土・日曜日及び祝日を除く)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分

(3) 提出書類

申込にあたっては、あらかじめ指定した提出書類（提出書類一覧参照）をそろえて提出してください。書類は各7部ずつ提出してください。受付期間内に全ての書類が提出されない場合は、応募を無効とします。

(4) 提出先

〒191-8686 日野市神明一丁目12番地の1

日野市子ども部保育課保育幼稚園係(日野市役所2階)

TEL: 042-585-1111 内線2611 Fax: 042-583-4198

E-mail hoiku@city.hino.lg.jp

(5) 質問について

応募に関する質問については、「質問票」の様式により、保育課宛にFAX、電子メールで送信するか持参してください。(平成28年5月2日～6月15日まで受付)

(6) 質問に対する回答方法

回答は、電子メールにより、応募申込書に記載された全事業者のアドレスに送信します。※質問元の事業者名は公表しません。

(7) 計画の変更について

受付期間終了後の応募書類の差し替え及び再提出は原則として認めません。運営事業者として決定後の、応募計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないものののみ、市と協議の上、認める場合があります。

(8) 注意事項

- ①提出した書類は返却いたしません。
- ②応募に要する経費等はすべて応募した事業者の負担とします。
- ③応募書類の著作権は応募者に帰属しますが、市が決定事業者を公表する際は、書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、日野市情報公開条例により、公開する場合があります。
- ④本要領に記載のない事項については、参加事業者と市の双方誠意をもって協議の上、決定するものとします。

12. 選考結果について

平成 28 年 8 月 10 日頃に結果を通知します。また、決定事業者については市のホームページで公表します。応募者数に関わらず、審査の結果、選定されない場合があります。虚偽の申請等が判明した場合は決定が取り消される場合があります。

13. スケジュール

日 程	スケジュール
平成 28 年度 4月 20 日～ 6月 30 日	公募要領配布・受付期間
5月 2 日～ 6月 15 日	質問受付・回答期間
6月 30 日	応募書類提出期限
7月 15 日	1 次審査結果通知
7月 30 日	2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
8月 10 日	選考結果通知
8月～	三者協議会開始
平成 29 年度 4月～	引き継ぎ準備開始
	仮園舎保育開始
7月頃～	新園舎建設着工
10月～	合同保育開始
3月	新園舎建設竣工、認可
平成 30 年度 4月	開設

14. 事務局（問い合わせ先）

日野市子ども部保育課保育幼稚園係

〒191-8686 日野市神明1-12-1

電話 042-585-1111 内線 2611 FAX 042-583-4198

E-mail hoiku@city.hino.lg.jp